

原管発官 29 第 65 号

平成 29 年 6 月 30 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

柏崎刈羽原子力発電所 保安検査における指標の提出について

平成 28 年 4 月 13 日付「保安検査における指標の収集について（指示）」（原規規発第 1604135 号）に基づき、柏崎刈羽原子力発電所の平成 28 年度分データをとりまとめましたので、別紙のとおり提出致します。

別紙

・平成 28 年度 柏崎刈羽原子力発電所 保安検査における指標について

以 上

別紙

平成 28 年度

柏崎刈羽原子力発電所

保安検査における指標について

平成 29 年 6 月

東京電力ホールディングス株式会社

No.	項目		平成28年度	備考
	規制庁殿指示文書での指標	当社指標		
1	安全上重要な設備※1,重大事故等対処設備及び多様性拡張設備に対して計画された保修作業件数及び完了済みの保修作業件数	保安規定対象設備(第4章運転管理)において、保全計画で定められた定期的を実施する点検以外で突発的に発生する不適合による改造・修繕工事の回数。	3 件	
2	安全上重要な設備※1,重大事故等対処設備及び多様性拡張設備に対して作業期間に係る計画変更を複数回行った件数	保安規定対象設備(第4章運転管理)において、保全計画で定められた定期的を実施する点検以外で突発的に発生する不適合による改造・修繕工事、改造・修繕工事の計画時に設定した作業期間を2回以上変更した件数。	0 件	
3	手順書を変更して実施した作業件数	保安規定対象設備(第4章運転管理)において、保全計画で定められた定期的を実施する点検以外で突発的に発生する不適合による改造・修繕工事のうちの暫定的な改造工事件数(特別採用で実施した工事件名)。	0 件	
4	訓練の種類別の合計実施回数・合計訓練時間・合計参加人数・指摘事項	①原災法に基づく総合訓練および要素訓練の回数・人数 ②①の訓練評価に係るコメント数(訓練報告書に記載するコメント数) (以下は、新規制基準適合後収集) ③SA成立性確認訓練(運転員を含む緊急安全対策要員対象) ④③に関する合否実績	① 訓練の回数(総合訓練) 1回、1113人 (要素訓練) モニタリング訓練 315回、延べ464人 アクシデントマネジメント訓練 16回、延べ4170人 電源機能等喪失時訓練 2435回、延べ3285人 ② 訓練評価に係るコメント数(総合訓練) 4件 ③ 一回 ④ 一回	総合訓練報告書に記載する期間を集計
5	定検期間中の△CDF(炉心損傷確率の変化)の最大値	再稼動後の定期検査期間中のCDF(炉心損傷確率)の評価結果のうち ①平均値 ②ピーク値	①平均値 : - ②ピーク値 : -	
6	制御室警報表示の点灯件数(予期せぬ警報に限る)	【原子炉内に燃料がある場合】 燃料が原子炉内にある際に発生した、原子炉スクラムの要因となった警報(ファーストヒット警報)の発信回数 ・試験等で発生する想定内の警報を除く ・ファーストヒット警報とは、主蒸気隔離弁閉や原子炉圧力高などの原子炉スクラム要因警報であり、主蒸気管放射能高などの前段警報は含まない 【使用済み燃料プールに照射された燃料がある場合】 燃料の冷却機能喪失に係る警報の発信回数 ・試験等で発生する想定内の警報および地震等で発生する警報を除く ・具体的警報名称については以下の通り。 「使用済燃料プール水位低」 「スキマサージタンク水位低」 「使用済燃料プール温度高」	【原子炉内に燃料がある場合】 0 回 【使用済み燃料プールに照射された燃料がある場合】 0 回	
7	安全文化醸成活動に関する評価(検査)結果	安全文化醸成活動に関する評価(検査)結果		原子力規制事務所殿にて対応
8	不適合発生件数	G I ~ G III 毎の発生数	G I 7 件 G II 31 件 G III 1446 件	
9	不適合の処置が完了するまでの平均期間	年度末時点における、是正処置未完了の不適合件数。集計は不適合グレード毎	G I 11 件 AS 1 件 G II 77 件 A 3 件 G III 67 件 B 5 件 C 102 件 D 0 件	
10	不適合の再発件数	是正処置の検討を要する全ての不適合で再発した件数	G I 0 件 G II 0 件 G III 3 件	
11	不適合のうち安全上重要な設備※1に関する件数	PCを設定している系統の機器・設備に関する不適合でG I・G IIの不適合	G I 3 件 G II 1 件	

No.	項目	平成28年度	備考
12	ヒューマン・エラーに起因する不適合件数	ヒューマン・エラーと判定した不適合件数	G I 2 件 G II 15 件 G III 41 件
13	不適合のうち水平展開が必要と判断した件数、完了するまでの期間及び完了件数	① 年度内に発生した影響評価書の件数 ② 年度末時点で未完了となっている影響評価書の件数 (過年度からの繰越し案件を含む)	① 12 件 ② 41 件
14	根本原因分析を要する事象件数と直接原因分析を要する事象件数	① 根本原因分析(RCA)実施件数 ② 直接原因分析(ACA)実施件数	① 1 件 ② 42 件
15	集積根本原因分析 ^{※2} を要する事象件数	共通要因分析実施件数	0 件
16	内部監査の実施回数	内部監査の実施回数	13回
17	内部監査の指摘事項件数	内部監査の指摘事項・要望事項・良好事例それぞれの件数(なお、内部監査の対象は、No.16のとおり) ①指摘事項 ②要望事項 ③良好事例	① 2件 ② 6件 ③ 2件
18	内部監査の指摘事項の処置を完了するまでの平均期間	内部監査の指摘事項、要望事項の処置を完了するまでの平均期間 ①指摘事項 ②要望事項	① 62日 ② 168日
19	内部監査の指摘事項の処置期限の達成割合	内部監査の指摘事項・要望事項の処置期限の達成割合(なお、内部監査の対象は、No.16のとおり。) ①指摘事項 ②要望事項	①100% ② 0%
20	内部監査による指摘事項の再発件数	内部監査による指摘事項・要望事項の再発件数(なお、内部監査の対象は、No.16のとおり) ①指摘事項 ②要望事項	① 0件 ② 0件
21	マネジメントレビューの実施回数	(社長の行う)マネジメントレビューの実施回数	1回
22	マネジメントレビューによる指示事項と未完了件数	① (社長の行う)マネジメントレビューにおける指示事項件数(サイト毎の分類は実施しない) ② 当年度レビュー実施後の時点での未完了の件数	① 1件 ② 0件
23	マネジメントレビューによる再指示件数	(社長の行う)マネジメントレビューによる再指示件数 ただし継続案件の計上については個別の案件毎に判断する(サイト毎の分類は実施しない)	0件
24	発電所長レビューによる指示事項と未完了件数	① 発電所長レビューにおける指示事項件数 ② 当年度下期レビュー実施後の時点での未完了件数	① 8件 ② 0件
25	発電所長レビューによる再指示件数	発電所長レビューによる再指示件数。ただし継続案件の計上については個別の案件毎に判断する	0件
26	外部機関によるレビューの実施回数	外部機関によるレビュー・検査等の実施回数。 ①IAEA-OSARTの実施回数 ②保安検査の実施回数	① 0回 ② 8回
27	外部機関からの指摘事項件数	外部機関によるレビュー・検査毎の指摘事項件数。 ①IAEA-OSART:指摘事項件数 ②保安検査:保安規定違反件数	① 0件 ② 0件
28	外部機関の指摘事項の処置を完了するまでの平均期間	指摘事項の処置を完了するまでの平均期間 ①IAEA-OSART ②保安検査	① 352日 ② -日
29	外部機関の指摘事項の処置期限の達成割合	指摘事項の処置期限の達成割合 ①IAEA-OSART ②保安検査	① 100% ② -%
30	外部機関による指摘事項の再発件数	外部機関によるレビュー・検査毎の指摘事項の再発件数 ①IAEA-OSART ②保安検査	① 0件 ② 0件

※1 発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針で定められているクラス1、クラス2、クラス3に属する構築物、系統及び機器
 ※2 複数の類似事象から共通的な問題を抽出し解決するRCA(根本原因分析)